

第三十六号の四様式(第六条、第六条の二の二関係)(A4)

定期検査報告書
(昇降機)

(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 17 年 9 月 30 日

報告者氏名 川崎市教育文化会館田島分館
分館長 平井 孝

検査者氏名

【1.所有者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】
【ホ.電話番号】

【2.管理者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】
【ホ.電話番号】

【3.報告対象建築物等】

- 【イ.所在地】 神奈川県川崎市川崎区追分町16-1
【ロ.名称のフリガナ】 キョウイクブンカikanザマツカン
【ハ.名称】 教育文化会館田島分館
【ニ.用途】

【4.報告対象昇降機】

- 【イ.検査対象昇降機の台数】 (台)
【ロ.指摘の内容】 要是正の指摘あり 台(うち既存不適格 台)
要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
【ハ.指摘の概要】
【ニ.改善予定の有無】 ☐有(令和 年 月に改善予定) ☐無
【ホ.その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号		社内検査
係員氏名		

昇降機 の 状 況 等 (第二面)

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】									
【イ. 確認済証交付年月日】	昭和・平成	年	月	日	第	号			
【ロ. 確認済証交付者】	☐ 建築主事等	☐ 指定確認検査機関	(			)			
【ハ. 検査済証交付年月日】	昭和・平成	年	月	日	第	号			
【ニ. 検査済証交付者】	☐ 建築主事等	☐ 指定確認検査機関	(			)			
【2. 検査日等】									
【イ. 今回の検査】	令和	7	年	9	月	16 日実施			
【ロ. 前回の検査】	☐ 実施 (令和	年	月	日	報告)	☐ 未実施			
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	☐ 有	☐ 無							
【3. 検査者】									
(代表となる検査者)		(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【イ. 資格】	昇降機等検査員		第		号				
【ロ. 氏名のフリガナ】									
【ハ. 氏名】									
【ニ. 勤務先】	(		)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【ホ. 郵便番号】									
【ヘ. 所在地】									
【ト. 電話番号】									
(その他の検査者)		(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【イ. 資格】	昇降機等検査員		第		号				
【ロ. 氏名のフリガナ】									
【ハ. 氏名】									
【ニ. 勤務先】	(		)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【ホ. 郵便番号】									
【ヘ. 所在地】									
【ト. 電話番号】									
【4. 保守業者】									
【イ. 名称】									
【ロ. 郵便番号】									
【ハ. 所在地】									
【ニ. 電話番号】									
【5. 昇降機の概要】									
【イ. 種類】	☒ 建築設備 ☐ 工作物								
【ロ. 種別】	☒ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用								
【ハ. 駆動方式】	☒ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 ()								
【ニ. 用途等】	☒ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用								
【ホ. 機械室の有無】	☒ 有 ☐ 無								
【ヘ. 仕様】	(電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (6.2 kW) (60 m/min) (1000 kg) (定員) (踏段の幅) (勾配) (15 人) (ー m) (ー 度)								
【ト. 停止階】	1・4 階 (停止階床数 2)								
【チ. 製造者名】	東芝エレベータ株式会社								
【6. 検査の状況】									
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 要重点点検の指摘あり ☒ 指摘なし								
【ロ. 指摘の概要】									
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無								
【7. 不具合の発生状況】									
【イ. 不具合】	☐ 有 ☒ 無								
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☒ 無								
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし								
【8. 備考】									

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に 関与した 検査者	代表となる検査者	氏 名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸	☒				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	☒				
(3)	機械室の床の貫通部	☒				
(4)	救出装置	☒				
(5)	開閉器及び遮断器	☒				
(6)	制御器					
	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (☒ 該当する・ ☐ 該当しない) 交換基準 ☒ イ、製造者が指定する交換基準 (なし) ☐ ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	☒				
	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (☒ 該当する・ ☐ 該当しない) 交換基準 ☒ イ、製造者が指定する交換基準 (なし) ☐ ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	☒				
(7)	ヒューズ	☒				
(8)	絶縁					
	電動発電機の回路 (☐ 300V以下・ ☐ 300V超)					
	電動機の回路 (☒ 300V以下・ ☐ 300V超)					
	制御器等の回路の300Vを超える回路					
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路					
	制御器等の回路の150V以下の回路					
(9)	接地	☒				
(10)	階床選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	綱車又は巻胴					
	綱車と主索のかかり ☒ イ、製造者が指定する要是正となる基準値 (1.4 mm) ☐ ロ、やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm) ☐ ハ、綱車と主索の滑り等により判定					
(13)	軸受					
	複数の溝間の摩耗差の状況					
(14)	巻上機					
	ブレーキ					
	しゅう動面への油の付着の状況					
	保持力 ☐ イ、ブレーキをかけた状態において、 トルクレンチにより確認 ☐ ロ、ブレーキをかけた状態において、 電動機にトルクをかけ確認 ☐ ハ、かごに荷重を加え、かごの位置を確認					
	パッドの厚さ ☒ イ、製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (3.50 mm) 要是正となる基準値 (3.00 mm) ☐ ロ、やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)					
	ブランジャーストローク ☒ イ、構造上対象外 ☐ ロ、製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ☐ ハ、やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)					

*☒を選択時
パッドの厚さ
前回測定値
右 mm
左 mm

*☒を選択時
ブランジャー
ストローク
前回測定値
mm

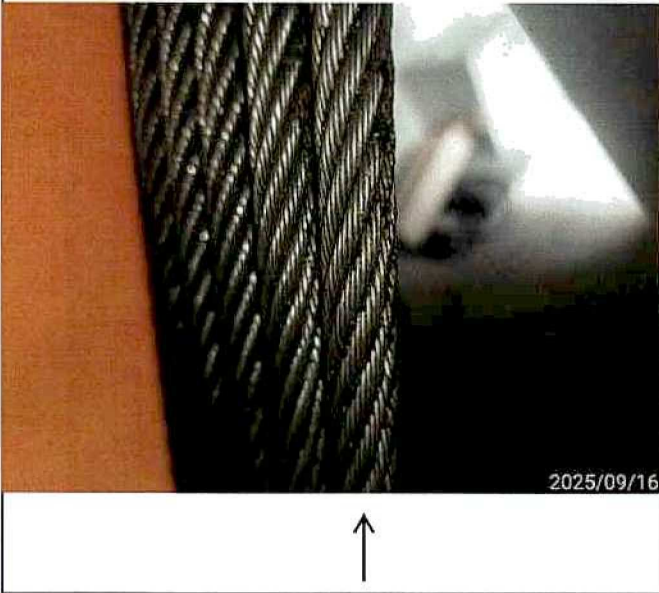
建築物等の名称	教育文化会館田島分館	号機	1	整理番号	社内検査
---------	------------	----	---	------	------

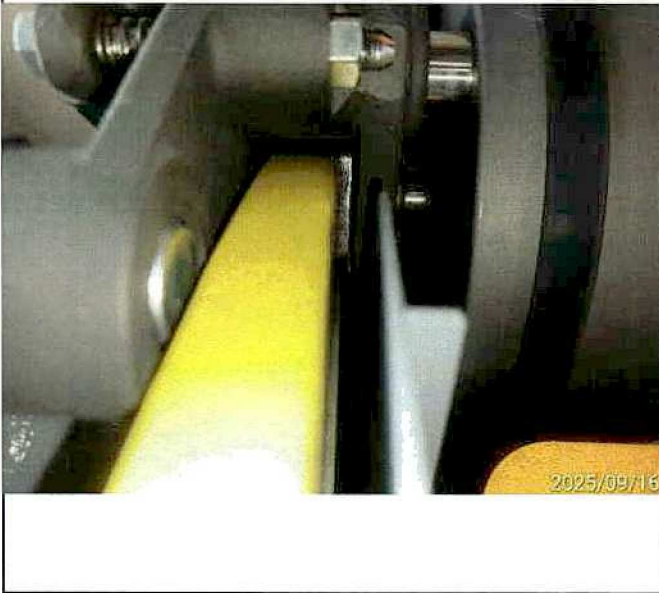
番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格		
(15)	そらせ車		○					
(16)	電動機		○					
(17)	電動発電機		—	—	—	—	—	
(18)	駆動装置等の耐震対策		○					
(19)	速度	定格速度 (60 m/min)	上昇 60 m/min 下降 60 m/min	○				
2 共通								
(1)	かご側 調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の 128 %) キャッチの作動速度 (定格速度の 138 %)	78 m/min 84 m/min	○				
(2)	釣合おもり側 調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の 104 %)	87.0 m/min	○				
(3)	主索 又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (12.2 mm) 未摩耗直径 (12.2 mm)	100.0 %	○				
		索線切れ 最も摩損した主索の番号 (索線切れなし) 該当する索線切れ判定基準 (ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 ☐ 70%超 ☐ 70%以下	1よりピッチ内の索線 切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内の 最大の索線切れ数 0 本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (☐ あり・ ☒ なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (-) 直径 (- mm) 未摩耗直径 (- mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)	- % 1構成より1ピッチ内の 最大の索線切れ数 0 本					
		主索本数 (5 本) 要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (-)						
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %					
		鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						
(4)	主索又は鎖の張り		○					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部		○					
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置		—	—	—	—	—	
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置		—	—	—	—	—	
(8)	はかり装置		○					
(9)	戸開走行保護装置		○					
(10)	地震時等管制運転装置		○					
(11)	降下防止装置		—	—	—	—	—	
(12)	換気設備等		—	—	—	—	—	
(13)	制御盤扉		—	—	—	—	—	
3 かご室								
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床		○					
(2)	かごの戸及び敷居		○					
(3)	かごの戸のスイッチ		○					
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置		○					
(5)	車止め、光電装置等		—	—	—	—	—	
(6)	かご操作盤及び表示器		○					
(7)	操縦機		—	—	—	—	—	
(8)	外部への連絡装置		○					
(9)	かご内の停止スイッチ		○					
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識		○					
(11)	かごの照明装置		○					
(12)	停電灯装置		○					
(13)	かごの床先		○					
4 かご上								
(1)	かご上の停止スイッチ		○					
(2)	頂部安全距離確保スイッチ		—	—	—	—	—	
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ		○					
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材		—	—	—	—	—	
(5)	頂部綱車		—	—	—	—	—	
建築物等の名称		教育文化会館田島分館	号機	1	整理番号	社内検査		

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号						
		指摘 なし	要重点 点検	要正 正	既 存 不適格							
(6)	径の状況 直径 (8.1 mm) 未摩耗直径 (8.1 mm) 100.0 %	○										
	素線切れ 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ☐ 70%超 ☐ 70%以下											
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (☐ あり・ ☒ なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)											
	— %											
(7)	かごの非常救出口	○										
(8)	かごのガイドシュー等	○										
(9)	かご吊り車	—	—	—	—	—						
(10)	ガイドレール及びレールブラケット	○										
(11)	施錠装置	○										
(12)	昇降路における壁又は囲い	○										
(13)	乗り場の戸及び敷居	○										
(14)	昇降路内の耐震対策	○										
(15)	移動ケーブル及び取付部	○										
(16)	釣合おもりの各部	○										
(17)	形式 早ぎき式・ ○ 次第ぎき式・ スラックロープ式	○										
	作動の状況 ☐ イ. 無積載の状況において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ☐ ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ☐ ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ☐ ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合いおもりが 動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認											
	(18)						釣合おもりの吊り車	—	—	—	—	—
	(19)						かごの戸の開閉機構	○				
(20)	かごの枠	○										
5 乗り場												
(1)	押しボタン等及び表示器	○										
(2)	非常解錠装置	○										
(3)	乗り場の戸の遮煙構造	—	—	—	—	—						
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	—	—	—	—	—						
(5)	制御盤扉	—	—	—	—	—						
6 ビット												
(1)	保守用停止スイッチ	—	—	—	—	—						
(2)	底部安全距離確保スイッチ	—	—	—	—	—						
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	○										
(4)	形式 ○ ばね式・ 油入式・ 緩衝材	○										
	劣化の状況 ☐ 適 ☐ 否											
	作動の状況（油入式のものに限る） ☐ 適 ☐ 否											
	油量の状況（油入式のものに限る） ☐ 適 ☐ 否											
(5)	張り車	○										
(6)	ビット床	○										
(7)	形式 早ぎき式・ ○ 次第ぎき式・ スラックロープ式	○										
	作動の状況 ☐ イ. 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時に ブレーキを開放して確認 ☐ ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を 示す発光ダイオード、信号等により確認 ☐ ハ. 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ☐ ニ. スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、 主索が緩んだままであることを確認											
	(8)						かご下綱車	—	—	—	—	—
	(9)						釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	—	—	—	—	—
(10)	緩衝器形式 ○ ばね式・ 油入式・ 緩衝材	○										
(11)	移動ケーブル及び取付部	○										
(12)	ビット内の耐震対策	○										
(13)	駆動装置の主索保護カバー	—	—	—	—	—						
(14)	かごの枠	○										
建築物等の名称		教育文化会館田島分館		号機	1	整理番号	社内検査					

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
7	非常用エレベーター					
(1)	かご呼び戻し装置	—	—	—	—	—
(2)	一次消防運転	—	—	—	—	—
(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/min	—	—	—
(4)	予備電源切替え回路	—	—	—	—	—
(5)	その他	—	—	—	—	—
8	上記以外の検査項目					
	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)	○				
	径の状況 直径 (8.1 mm) 未摩耗直径 (8.1 mm) (100.0 %)					
	索線切れ 該当する索線切れ判定基準 (ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 <u>70%以下</u>					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
	直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) (— %) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	
項目により耐震関係は設置時期で既存不適格を判断						
建築物等の名称	教育文化会館田島分館	号機	1	整理番号	社内検査	

別添1様式 主索及びブレーキパッドの写真（A4）

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉に より谷部が赤錆色に見える主索の番号 （ 1 ）	検査結果		
	☐ 要是正	☐ 要重点点検	☒ 指摘なし
	特記事項		
	【撮影箇所】 「基準階から加速終了位置」の主索が駆動綱車にかかる箇所		

ブレーキパッド	検査結果		
ブレーキパッドの取付位置 ☒ 右 ☐ 左	☐ 要是正	☐ 要重点点検	☒ 指摘なし
	特記事項		

建築物等の名称	教育文化会館田島分館	号機	1	整理番号	社内検査
---------	------------	----	---	------	------

(注意)

- ① この書類は、主索及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

東芝エレベータ 戸開走行保護装置(UCMP)の検査報告書

物件名:	教育文化会館田島分館	号機:	1	登録番号:	社内検査	管理番号:	Z4-507
UCMP認定番号:	ENNNUN-1551	検査日:	令和 7 年 9 月 16 日	検査者:		検査資格者番号:	

判定基準

		検査事項	検査方法	判定基準	測定値・確認記録	検査結果	
						指摘無	要是正
戸開走行保護装置	(一) 巻上機	型式の確認	目視にて確認する	型式が大臣認定を受けたものと異なること (型式がTMLR08E又はTMLR11Eでないこと)	—	○	
		油排出口への流出の状況及びブレーキ制動部への油付着の状況	触診又は目視にて確認する	油の流出があること	—	○	
	(二) ブレーキ	型式の確認	目視にて確認する	型式が大臣認定を受けたものと異なること (型式がEC5415SMでないこと)	—	○	
		2重ブレーキのパッド厚の状況	ブレーキパッドの厚みを確認する	初期(4.5mm) 要重点点検(3.5mm以下)【*1】 要是正(3.0mm以下)	右側 4.5/4.5 mm 左側 4.5/4.5 mm	○	
		制動力の状況	かごが無積載定格速度上昇時にブレーキ動作時の制動距離を測定する	制動距離が規定値を超えていること 45m/min 630mm以下 60m/min 980mm以下 90m/min 1790mm以下 105m/min 2110mm以下	制動距離 (374) mm	○	
		年次変化量	前年測定値 制動距離 (352) mm	(今回測定値－前年測定値)が規定値を超えていること 45m/min ±350mm以内 60m/min ±500mm以内 90m/min ±900mm以内 105m/min ±1100mm以内	変化量 (22) mm	○	
	(三) ブレーキパッドの動作感知装置	ブレーキスイッチの動作状況	通常運転で上昇下降させてエレベーターが正常に動くことを確認する	ブレーキスイッチに関するエラーが出ること	—	○	
	(四) 特定距離感知装置	UCMPの動作位置の状況	制御盤のUCMPSをNOR側にして、点検運転でかごを指定位置に移動させ、戸開させた時の動作を確認する	①レベル±120mm程度で制御盤操作パネルのLCCのLEDが消灯しないこと	—	○	
				②レベル±45mm程度で制御盤操作パネルのLCCのLEDが点灯しないこと	—	○	
	(五) 安全制御プログラム	安全制御プログラムが搭載されたプリント基板型式の状況	安全制御プログラムは大臣認定を受けたものと同一であることを確認する	基板型式が(UCE4-516L*)でないこと (*は文字が入るが、確認は516Lまでで良い)	—	○	
	(六) エブロン	取付けの状況	目視及び触診にて確認する	取付けが堅固でないこと 過度の変形、損傷があること	—	○	
		長さの確認	かご敷居上面からエブロン垂直部下端までの長さが規定値以上であることを確認する	規定値725mm未満であること	長さ (760) mm	○	
	(七) 寿命到達の処置	電動機動力遮断用電磁接触器の稼動年数の確認	電磁接触器デバイスMC《AMC1》の稼動年数を確認する	15年を超えて使用されていること 推奨交換基準10年(稼動年数)に達したら交換を計画のこと【*2】	(2) 年	○	
		ブレーキ動力遮断用電磁接触器の起動回数の確認	電磁接触器1BK《1BK》、デバイスHBK《HBK》の起動回数(エレベーター起動回数)を確認する	300万回を超えて使用されていること 推奨交換基準200万回(起動回数)に達したら交換を計画のこと【*2】【*3】	(25) 万回	○	
	(八) かご戸スイッチ	取付けの状況	目視及び触診にて確認する	取付けが堅固でないこと 全閉位置から10mmを超えた位置でも接点が開かないこと	—	○	
				取付けが堅固でないこと	—	○	
	(九) 乗場戸スイッチ	取付けの状況	目視及び触診にて確認する	取付けが堅固でないこと	—	○	
	(十) 制御盤	型式の確認	目視にて確認する	型式が大臣認定を受けたものと異なること (型式がCV560型でないこと)	—	○	
十一	システムの機能検査	作動の確認	(四) 特定距離感知装置の検査①と同様	(四) 特定距離感知装置の検査①で実施の判定による	—	○	

【*1】判定が「要重点点検」の場合は検査結果欄は「指摘なし」として、告示の検査結果表の1. 機械室(14)ブレーキの項目を「要重点点検」と判定してください。

【*2】寿命判定の年数・起動回数の記録は、1年未満・1万回未満を切り上げて表記してください。起動回数が1万回を超えるまでは、小数第二位まで表記してください。

【*3】起動回数の確認方法は、別紙9-D-3「ブレーキ動力遮断用電磁接触器交換基準データ確認手順」に記載。

※昇降機ごとに検査事項等を記載した書面に判定結果を記入して、検査告示第283号の「検査結果表」に添付してください。》